

議員提案により「茨城県子どもを虐待から守る条例」を制定しました

背景

子どもに対する虐待が、深刻かつ重大な問題となっております。児童相談所における虐待相談の対応件数は年々増加しており、昨年度は、全国で十三万件を超え、本県においても過去最多の二千二百五十六件の相談が寄せられています。また、虐待により子どもの尊厳が奪われる痛ましい事件も全国で後を絶たない状況にあります。

目的

子どもを虐待から守ること(以下「虐待防止」という。)に関し、基本理念を定め、関係者の責務や役割を明らかにするとともに、虐待防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

主な内容

《関係者の責務や役割・連携協力》

○県や保護者、県民、市町村、関係機関などの責務や役割を規定するとともに、相互の連携協力について規定しています。

《虐待の予防・早期発見・早期対応》

○子育て支援や、通告・相談をしやすい環境整備、通告を受けた場合の迅速な安全確認の実施などについて規定しています。

○情報共有の強化のため、児童相談所が把握した全ての児童虐待事案の警察への情報提供や、支援をしている家庭の転出・転入の場合における適切な引き継ぎの実施について規定しています。

《子どもへの支援・保護者が孤立しない社会づくり》

○虐待を受けた子どもに対する援助や、児童福祉施設における家庭的な養育環境の整備などの社会的養護や自立支援の充実について規定しています。

○虐待を行った保護者が再び虐待を行わないよう必要な支援を実施することや、地域における虐待防止に関する活動の推進などを規定しています。

《児童相談所の体制強化・県や市町村などの人材育成》

○国の基準を超える人数の児童福祉司の配置をはじめ、児童相談所の体制の強化に努めることを規定しています。

○人材の専門性の向上を図るため、研修の機会の確保その他の必要な措置を講ずることを規定しています。

施行

この条例は、平成三十一年四月一日から施行されます。

議員提案条例の状況

本県の議員提案による政策条例は、今回で十六件目となります。県議会では今後とも、議会の政策立案機能を強化してまいります。



条例の提案説明を行う森田悦男議員

決算特別委員会

決算特別委員会(福地源一郎委員長)は、平成三十年第二回定例会で設置され、第三回定例会で付託された平成二十九年度決算の認定議案などについて、公営企業会計や一般会計などの部門別審査と全部局を対象とした総括審査を実施するため、計七回の委員会を開催しました。

部門別審査は、監査委員の決算審査意見を参考に、部長などから説明を聴取し、予算が適正かつ効果的に執行されたかどうかを視点を基本に行いました。

さらに、昨年度に各常任委員会が設定した重点テーマに関連する事業について重点的に審査を行いました。

質疑では、水道事業施設における管路耐震化の推進、森林湖沼環境税活用事業の実績、若者や女性の創業支援、献血の普及・啓発と献血者の確保、就学前教育の充実、障害者スポーツの普及促進などについて活発な質疑応答が交わられました。審査の結果、予算の執行および決算は、いずれもその内容を適正なものと認め、原案を認定および可決すべきものと決定しました。



出前委員会を開催しました

県議会では、開かれた議会を目指し、県議会議事堂以外の場所において総務企画委員会(石井邦一委員長)および土木企業委員会(下路健次郎委員長)を開催しました。

【土木企業委員会 開催結果】

日時 十月五日(金) 午後一時三十分

場所 牛久市中央生涯学習センター

テーマ 地域振興とイメージアップに必要な社会資本整備

○観光地などの連携や企業誘致を支える基盤整備とその活用
○地域の魅力を向上させる取り組み



【総務企画委員会 開催結果】

日時 十月十日(水) 午後一時三十分

場所 古河市生涯学習センター総和とねミドリ館

テーマ 「日本一幸せな県」の実現に向けた新たな挑戦

○働き方改革に向けた取り組み
○移住・二地域居住の推進に向けた取り組み



永年在職議員表彰

十月二十九日に茨城県議会の永年在職議員表彰が行われました。表彰を受けた議員は次の通りです。

二十五年在職	田山 東湖 議員
二十年在職	白井 平八郎 議員
十五年	藤島 正孝 議員
十年	森田 悦男 議員
	山岡 恒夫 議員
	川津 隆 議員
	常井 洋治 議員
	福地 源一郎 議員
	伊沢 勝徳 議員
	西野 一 議員



後列左から、伊沢議員、川津議員、森田議員、福地議員、西野議員
前列左から、白井議員、常井副議長、山岡議長、田山議員、藤島議員

県議会を傍聴しませんか

本会議は、県議会議事堂五階の受付で住所と氏名を記入すると傍聴できますので、ぜひお越しください。

お問い合わせ先

電話 〇二九一三〇一一五六三四